

平成27年 7月31日

原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

東北電力株式会社
常務取締役 火力原子力本部
原子力部長 増子 次郎

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より平成27年3月13日付けで届け出ました「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、「通報事象規則」の一部改正（平成27年8月1日施行）等に伴い、引用している条項等の変更を致します。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付のとおり読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

以上

添 付

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

原災法関係省令, 原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は, 以下のとおり略して別表中に示す。

- ・ 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」は, 「通報事象規則」という。
- ・ 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」は, 「防災業務計画等命令」という。
- ・ 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」は, 「外運搬通報事象省令」という。
- ・ 「原子力災害対策指針」は「指針」, また指針で示す緊急時活動レベルは, 「EAL」という。

区分	番号/略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	SE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇	政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項(第1項に規定する基準) 法第10条第1項の政令で定める基準は, 5 μ Sv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項(第2項の定めによるところ) 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は, 法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上に於いて, それぞれ単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が, 前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし, 当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会が定める場合は, 当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報事象規則第3条の2(検出されなかったものとみなす場合) 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は, 原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合(令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が, 同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)とする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示 通報事象規則第7条第1号イからハまで並びにへ及びト(略)に規定する施設に係る原子力事業所 防災業務計画等命令第4条第1項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器(排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。)及び同条第2項に規定する全てのエリアモニタリング設備	(1)放射線測定設備について, 単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ, 原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして, 原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において, 当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは, 当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において, 中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間, 中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が, 5 μ Sv/h以上のものとなっているときは通報対象となる。 「ガンマ線の放射線量を測定」とは, 吸収線量(Gy/h)によって検出する場合にあっては一を乗じて得た数値を放射線量(Sv/h)とする。(通報事象規則第8条第3号イ)

別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

原災法関係省令, 原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は, 以下のとおり略して別表中に示す。

- ・ 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」は, 「通報事象規則」という。
- ・ 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」は, 「防災業務計画等命令」という。
- ・ 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」は, 「外運搬通報事象省令」という。
- ・ 「原子力災害対策指針」は「指針」, また指針で示す緊急時活動レベルは, 「EAL」という。

区分	番号/略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	SE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇	政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項(第1項に規定する基準) 法第10条第1項の政令で定める基準は, 5 μ Sv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項(第2項の定めによるところ) 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は, 法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上に於いて, それぞれ単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が, 前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし, 当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会が定める場合は, 当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報事象規則第3条の2第1項(検出されなかったものとみなす場合) 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は, 原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合(同条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が, 同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)とする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示 通報事象規則第7条第1号イからハまで及びへからチまで(略)に規定する施設に係る原子力事業所 防災業務計画等命令第4条第1項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器(排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。)及び同条第2項に規定する全てのエリアモニタリング設備	(1)放射線測定設備について, 単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ, 原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして, 原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において, 当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは, 当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において, 中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間, 中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が, 5 μ Sv/h以上のものとなっているときは通報対象となる。 「ガンマ線の放射線量を測定」とは, 吸収線量(Gy/h)によって検出する場合にあっては一を乗じて得た数値を放射線量(Sv/h)とする。(通報事象規則第8条第3号イ)

通報事象規則の改正等に伴う変更